

資料編

基本構想

(平成 28 年度～平成 37 年度) 平成 28 年 3 月策定

東温市の将来像

1 10 年後の将来像

これからの 10 年間、市民が力を合わせ、将来を担う子どもたちが東温市に誇りを持ち続けることができるまちづくりを進めるため、本市の平成 37 年度の将来像を以下のように設定し、活力あるまちづくりを推進します。

将来像

小さくてもキラリと光る
住んでみたい 住んでよかった 東温市

TO the future ON the town

～未来へ歩もう このまちで～

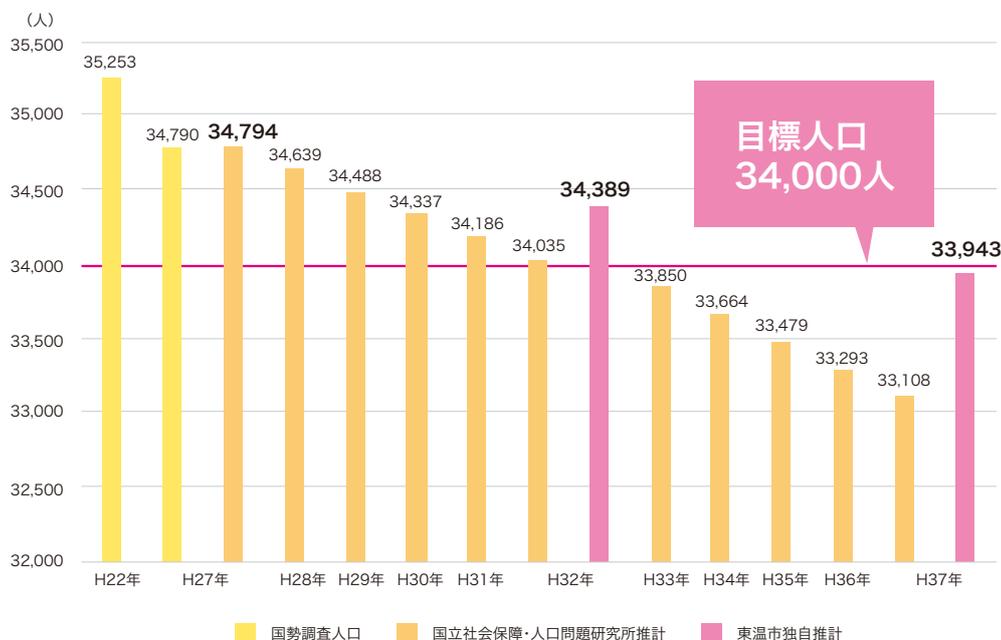
将来像「小さくてもキラリと光る 住んでみたい 住んでよかった 東温市」とは、本格的な人口減少社会が到来する中、人口 3 万 5 千人弱の小さなまちである本市が、10 年後も十分な存在感を示して“住んでみたい”“住んでよかった”と言われるまちの実現を目指して、東温市に誇りを持ち、よりよい環境で住み続けられるまちづくりを今まで以上に推進していく意気込みを将来像に込めました。

2 10年後の人口規模

本市における平成22年国勢調査の総人口は35,253人となっています。

将来推計では、今後も人口減少傾向が続き、平成32年に34,035人、平成37年に33,108人となることを見込まれます*。

本計画では、快適で安全・安心な生活環境や社会基盤の整備をはじめ、福祉や子育て、教育の充実、また、活力ある産業の振興などに取り組み、住みやすさを向上させることにより出生数や転入者の増加を図り、平成37年の目標人口（国勢調査）を34,000人とします。



将来人口の推計と目標人口（国勢調査）

*国立社会保障・人口問題研究所が行ったコーホート要因法による推計結果

施策の大綱

将来像「小さくてもキラリと光る 住んでみたい 住んでよかった 東温市」の実現に向け、施策の大綱を次のとおり定めます。

政策目標

みんなが元気になる
健康福祉のまち

- 生涯健康づくりの推進
- 地域福祉体制づくりの推進
- 高齢者施策の充実
- 障がい者施策の充実
- 子育て支援の充実
- 社会保障の充実

安全で快適な
社会基盤のまち

- 安全・安心な都市基盤の整備
- 良好な住環境づくりの推進
- 環境施策の総合的推進
- 上下水道等の整備
- 消防体制と防災・減災対策の充実
- 防犯・消費生活・交通安全対策の充実

創造性と活力に満ちた
元気産業のまち

- 農林業の振興
- 商工業の振興
- 観光・物産の振興
- 雇用・勤労者福祉の充実

心豊かに学びあう
文化創造のまち

- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- 生涯学習社会の推進
- 文化・スポーツの推進

みんなで作る
協働・自立のまち

- 人権尊重のまちづくりの推進
- 男女共同参画社会の形成
- 地域コミュニティの育成
- 市民と行政との協働のまちづくりの推進
- 自立した自治体経営の推進

政策項目

政策目標 1 みんなが元気になる健康福祉のまち

政策 1 生涯健康づくりの推進

健康寿命を延伸し、健康格差が縮小できるよう、生活習慣病の発症予防と重症化予防を徹底し、健康を支え守るための社会環境整備や地域医療体制の整備に努め、生涯健康づくりを推進します。

基幹型の総合保健福祉センター建設を推進するほか、健康づくりの基本計画である「健康増進計画」及び「食育推進計画」に基づき、市民と行政の協働による計画推進に努めます。

政策 2 地域福祉体制づくりの推進

少子高齢化などの社会環境の変化が進み、核家族や独居高齢者が多くなっていくことが懸念される中、多種・多様化、また複雑化する市民の福祉サービスのニーズに対応できるよう、各種関係団体と連携・協力のもと、地域による支えあいの体制づくりを推進します。

政策 3 高齢者施策の充実

可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

新しい介護予防・日常生活支援事業や介護給付費適正化事業の推進により、地域の実情に応じた持続可能な介護保険事業運営に努めます。

要介護者も安心して生き生きと暮らせるよう、認知症対策や在宅医療・介護連携を推進します。

政策 4 障がい者施策の充実

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、すべての人の権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して輝きながら自立した生活ができるよう、「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」に基づき、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供するための体制を確保し、各種事業の充実を図ります。

政策 5 子育て支援の充実

核家族化やひとり親家庭の増加による子どもを育てる環境の変化により、子育てへの個人の負担が増大し、子育て支援の重要性が増していることから、安心して子育てができるよう、三世帯同居・近居を支援するとともに、地域と関係機関が連携した総合的な子育て支援施策を推進します。

政策 6 社会保障の充実

市民生活における医療、年金などの社会保障制度に対する期待と不安が交錯する中、市民が健康で安心した生活を送れるよう、社会保障制度の適正な運営に努めます。

生活困窮者の社会的・経済的な自立と生活向上のため、生活保護制度と生活困窮者支援制度の一体的実施による重層的なセーフティネットの構築を進めます。

政策目標 2 安全で快適な社会基盤のまち

政策 1 安全・安心な都市基盤の整備

道路の計画的な整備促進や橋梁などの適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

松山自動車道の有効活用と、並行する一般道路の渋滞緩和や地域経済の活性化を図るため、**スマートインターチェンジ**設置を推進します。

公共交通は、まちづくりとの関係性を重視した取組を新たに計画し、本市の地域資源である「鉄道」を最大限活用した施策を推進します。また、地域のおでかけ手段の確保に向け、既存の鉄道やバス路線を維持しつつ、地域で考え、地域に合った、地域で動かす生活交通の実現化に取り組みます。

政策 2 良好な住環境づくりの推進

市営住宅の住戸改善を計画的に実施し、適切な市営住宅ストックの管理・運営に努めます。

良好な住環境の形成に向け、地域の実情や市民ニーズを把握し、総合的かつ計画的な景観形成を推進します。

地域の実情や要望を把握し、みんなに親しまれる公園づくりに努めます。

市内に点在する空き家の適正な管理を推進するとともに、移住・定住の促進を図ります。

政策 3 環境施策の総合的推進

新エネルギー・省エネルギーの重要性が増していることから、情勢を注視し積極的な対応に努めます。

市内の豊かな自然環境を守ることが地球温暖化対策や生物多様性の保全などの国際的な環境問題の解決にもつながることから、市民と協働のもと、森林、河川の保全に努めます。

ごみ処理のさらなる分別収集の徹底と、ごみの減量化に取り組み、老朽化した焼却施設の長寿命化を実施し維持管理に努めます。

政策4 上下水道等の整備

災害に強い施設整備に努めるとともに、安全・安心な水質管理体制の強化と安定供給を図りつつ、上水道事業の健全運営に努めます。

下水道の整備計画区域や整備手法を再検討するとともに、使用料の定期的な見直しや、「地方公営企業法」の適用による効果的かつ効率的な事業の推進に努め、公共用水域の水質の保全を図ります。

政策5 消防体制と防災・減災対策の充実

地域防災力の向上を図り、近い将来に発生が予想される南海トラフ巨大地震などに備えるため、各地区**自主防災組織**の育成強化や消防団、**自主防災組織**連絡協議会、防災士会、ボランティア団体などと連携した組織体制の構築に努めます。

防災の基本方針に「減災」を位置づけ、市民は自らの安全は自らが守る「自助」を実践し、地域においては互いに助けあう「共助」に努め、市が「公助」により補完することを基本とした防災活動を推進します。

政策6 防犯・消費生活・交通安全対策の充実

松山南防犯協会などの関係機関と連携し地域住民が安全に安心して暮らせるまちづくりを各自治会とともに推進します。

消費生活相談員による消費生活相談への適切な対応や啓発活動を推進するとともに、新しい手口に迅速に対応できるよう、情報収集に努めます。

「交通安全計画」に基づき、関係機関と協力しつつ、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を展開します。

政策目標 3 創造性と活力に満ちた元気産業のまち

政策 1 農林業の振興

高齢化などによる後継者不足や農林産物の価格低迷による減収が深刻な問題となっており、国・県の農林業政策の活用や農地集積を推進し、農林業の担い手を積極的にサポートします。

農林産物の高付加価値化、市場の掘り起しなどについて関係機関と連携して取り組み、農林業所得の向上を図ります。

新たな1次産品や加工品の研究開発及び販路拡大への支援を通じて、農商工連携、6次産業化を推進し“とうおんブランド”の確立に努めます。

政策 2 商工業の振興

本市の恵まれた立地特性を生かし、さらなる商工業の活性化を図るとともに、消費者ニーズに即した地域密着型のサービスの展開など、既存企業の支援策の充実を図ります。

横河原商店街のにぎわいづくりを進めるとともに、商工会と連携を密にし、企業経営の安定化に向けた各種融資制度の活用や新たな支援に努めます。

「中小零細企業振興基本条例」に基づき、産学官金及び市民が連携し、より一層の中小零細企業の振興施策を推進します。

政策 3 観光・物産の振興

市内の温泉施設や産直市場の支援に努めるとともに、自然や歴史・文化などの地域資源、サイクリング、東温アルプス登山などを組み入れた観光ルートの開発・PRを推進します。

観光物産協会と連携を密にし、イメージキャラクターいのとん、観光大使を活用した観光PRや物産展を積極的に開催し、魅力発信に努めるとともに、集客力が期待されるイベントの充実に向けた支援を行います。

政策 4 雇用・勤労者福祉の充実

市内における雇用の場を確保するため、新たな工業団地の建設に取り組むとともに、事業所の新設・増設などを支援し、企業誘致・留置を推進します。

大都市への若者の流出や、非正規雇用者、低所得者などの増加による労働環境などの改善が求められている中、働きやすい環境整備や労働条件の向上など、勤労者が健康でより快適に就業できるよう、事業所への啓発などを積極的に推進します。

政策目標 4 心豊かに学びあう文化創造のまち

政策 1 学校教育の充実

未来を担う子どもたちが生きる力を育み健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割のもと連携を図り、社会総がかりで教育活動を行い、地域に開かれた特色のある学校づくりを推進します。

学校施設を順次改修し、より安全で安心な教育環境の整備に努めるとともに、関係機関が連携を図りながら巡回相談、教育相談など特別支援教育の充実を図ります。

学校給食の施設設備と食材の衛生管理を徹底し、安全な給食の提供を行うとともに、**食育**を通して食に関する正しい知識を持った心身ともに健全な児童生徒の育成に努めます。

政策 2 青少年の健全育成

青少年の非行防止や犯罪の抑止、地域社会の安全確保に向け、補導センターを軸として、学校、地域、関係機関などと連携し、補導活動の充実と有害環境対策を推進します。

いじめ・不登校をはじめ、教育問題全般に適切に対応できる教育相談活動を推進します。

政策 3 生涯学習社会の推進

市民の学習ニーズに対応するため、教え学ぶという相互学習の機能を活用するとともに、図書館のさらなる充実を図り、より多くの人々が利用できる環境整備に努めます。

各種団体との連携により、各世代のニーズにあった講座を実施し、生涯学習活動の充実を図ります。

政策 4 文化・スポーツの推進

市民大学や文化祭など文化芸術活動を促進するとともに、本市に残る貴重な文化財の保存に努め、市民の自主的な活動へと発展するよう支援を行います。

「スポーツ振興基本計画」に基づき、総合的かつ計画的にスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、えひめ国体の開催を契機に、さらなるスポーツ活動の充実・強化を図ります。

政策目標5 みんなでつくる協働・自立のまち

政策1 人権尊重のまちづくりの推進

市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、人権に関する知識・理解を深め人権意識を高めていくため、講演会や研修会を積極的に開催し、関係機関と連携を図りながら、人権教育や啓発活動を推進します。

政策2 男女共同参画社会の形成

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野に参画することができるよう、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進するとともに、意思決定の場への女性の参画拡大を促進するほか、仕事と家庭生活などが両立する環境の整備に努めます。

政策3 地域コミュニティの育成

市民の地域コミュニティへの関心を高め、また、地域コミュニティ活動の活性化を図るため、魅力ある地域の創造に向けた自主的な取組や活動拠点となる集会所などの整備に対して支援を行い、地域コミュニティの育成に努めます。

政策4 市民と行政との協働のまちづくりの推進

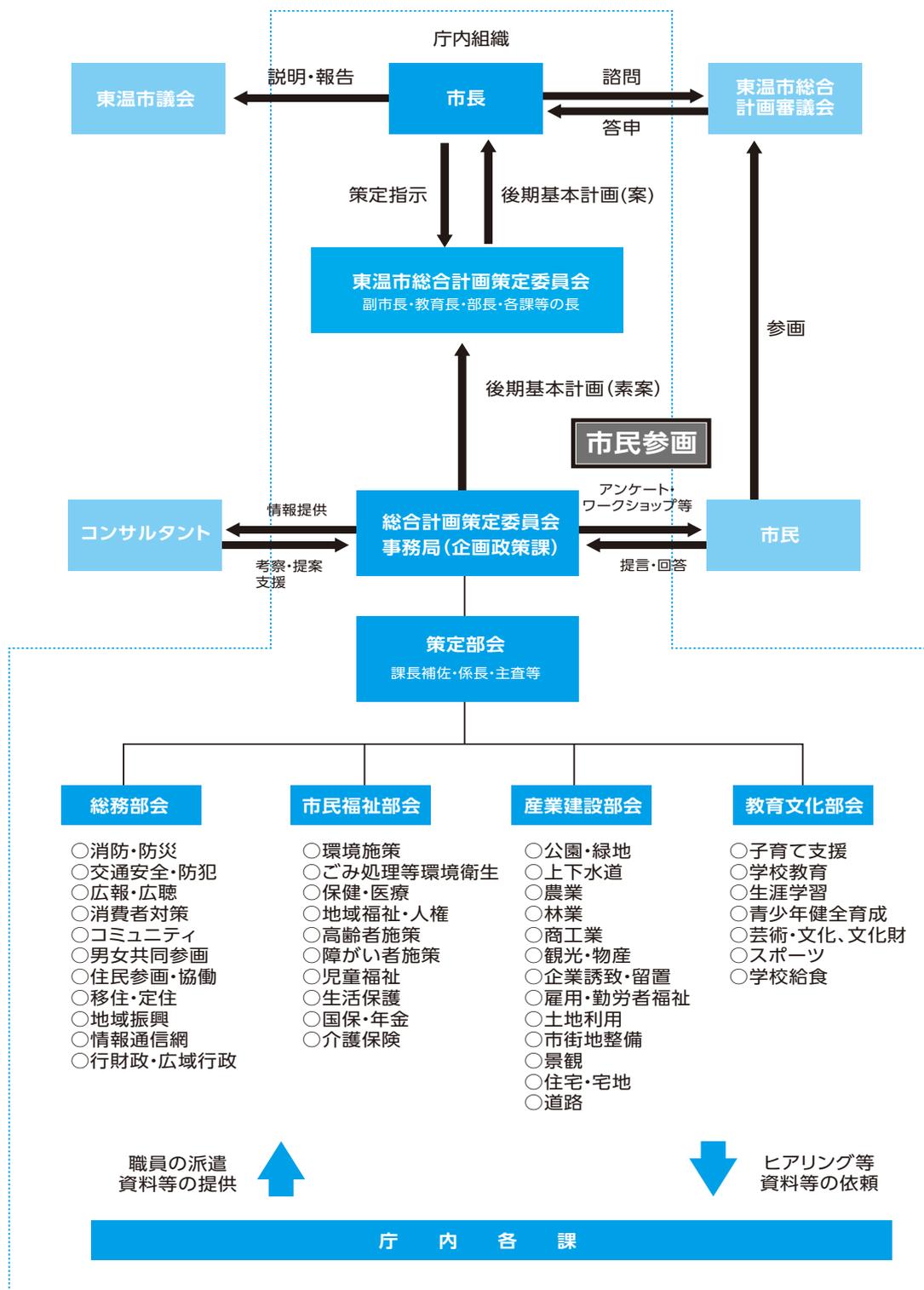
広報・広聴活動を通して市民のニーズを把握するとともに、自治会や市民団体、企業、NPOなどと連携し、それぞれの果たすべき役割を自覚しながら、相互理解と協働による市民参画型のまちづくりを推進します。

政策5 自立した自治体経営の推進

増大し多様化する市民ニーズや行政需要に対して、質の高い行政サービスが提供できるよう、職員の育成と適正な規模による弾力的で機動的な組織運営に努めます。

限りある財源のもと、職員一人ひとりが問題意識を持って事務事業の効率化・適正化に努めるとともに、めまぐるしく変化する情勢に迅速・的確かつ柔軟に対応できる行政運営に努めます。

総合計画策定体系図



第1編
総論

第2編
後期基本計画

みんなが元気になる
健康福祉のまち

安全で快適な
社会基盤のまち

創造性と活力に
満ちた元気産業のまち

心豊かに学びあう
文化創造のまち

みんなのできる
協働・自立のまち

資料編

第2次東温市総合計画後期基本計画 策定経過

年月日	項目	内容等
【令和元年】6月28日	職員ワークショップ	職員42名
7月28日	市民ワークショップ	公募市民22名
8月25日	市民ワークショップ	公募市民15名
9月29日	市民ワークショップ	公募市民9名
【令和2年】8月12日	第1回総合計画策定委員会	後期基本計画策定のスケジュール、前期基本計画の施策評価結果について協議
8月24日	第1回総合計画審議会（諮問）	策定方針、アンケート結果、前期基本計画の施策評価結果報告等
9月30日	議会への経過説明	後期基本計画策定スケジュール等
10月12日	第2回総合計画策定委員会	後期基本計画（素案）の検討
11月26日	第2回総合計画審議会	後期基本計画（素案）の検討
12月18日	第3回総合計画策定委員会	後期基本計画（案）の検討
【令和3年】1月7日	第3回総合計画審議会	後期基本計画（案）の検討
1月8日	第4回総合計画策定委員会	後期基本計画（案）の検討
1月14日	議会への経過説明	後期基本計画（案）の説明
1月14日	市民意見公募（1/14～2/12）	後期基本計画（案）の パブリックコメント実施
2月15日	第5回総合計画策定委員会	後期基本計画（案）の検討
2月24日	第4回総合計画審議会	後期基本計画（案）の最終審議 答申（案）の検討
2月24日	後期基本計画（答申）	総合計画審議会長から市長へ答申
3月	後期基本計画の策定・公表	

◆ 中学生アンケート（市内中学校3年生）

令和元年 7月 回答数 281件

◆ 市民アンケート（16歳以上の市民3,000人）

令和元年 7月 回答数 1,097件・回収率 36.6%

◆ WEB調査（近畿・中国・四国地方在住の20歳以上のモニター）

令和元年 7月 回収 515件

◆ 職員アンケート（東温市職員）

諮問文書

東温企第251号
令和2年8月24日

東温市総合計画審議会会長 様

東温市長 加藤 章

第2次東温市総合計画後期基本計画について（諮問）

東温市総合計画審議会規則（平成24年東温市規則第3号）第2条の規定に基づき、第2次東温市総合計画後期基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

答申文書

令和3年2月24日

東温市長 加藤 章 様

東温市総合計画審議会
会長 岡本 隆

第2次東温市総合計画後期基本計画について（答申）

令和2年8月24日付け東温企第251号で諮問のあった「第2次東温市総合計画後期基本計画」について、当審議会では慎重に審議した結果、その内容を妥当なものとして認め、以下の意見を付して答申します。

記

- 1 当審議会での意見や審議経過を十分尊重し、基本計画を策定すること。
- 2 加速度的に変化する社会経済情勢を踏まえ、それらの動向には十分に留意しながら、適切な対応を図ること。
- 3 基本計画の趣旨や内容はできるだけわかりやすい形で市民への周知に努めること。
- 4 基本計画に掲げる施策の展開においては、市民や市議会等関係機関の理解と協力を得ながら、総合的・計画的にまちづくりを推進するよう努めること。

東温市総合計画審議会委員名簿

【50音順】

氏名	役職名	備考
相原 眞知子	東温市議会議長	任期 R2.8.24 ~ R2.11.16
安部 毅	東温市老人クラブ連合会会長	
大野 英子	松山市農業協同組合女性部長	
岡本 隆	愛媛大学社会共創学部教授 東温市中小零細企業円卓会議委員長	会長
越智 俊充	東温市商工会会長 まち・ひと・しごと創生総合戦略会議副会長	
近藤 千枝美	東温市議会総務産業建設委員長 (~ R2.11.16) 東温市議会文教市民福祉委員長 (R2.11.17 ~)	
重松 愛	公募委員	
高須賀 恵美子	東温市婦人会会長	
田房 克寿	東温市PTA連合会会長	
冨永 俊樹	東温市小中学校長会会長	
中島 幸一	東温市消防団団長	
中野 敬	東温市医師会会長	
藤原 弘	東温市社会福祉協議会会長	副会長
松末 博年	東温市議会文教市民福祉委員長 (~ R2.11.16) 東温市議会総務産業建設委員長 (R2.11.17 ~)	
三棟 義博	東温市区長会会長	
村越 由佳	公募委員	
山内 和美	きらり東温代表	
渡部 繁夫	東温市議会議長	任期 R2.11.17 ~
渡部 光右衛	東温市農業委員会会長	
渡部 元衛	東温市民生児童委員協議会会長	
和田 裕介	公募委員	

東温市総合計画策定条例

(平成27年3月20日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、東温市総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定めた施策を推進する事業を示す計画をいう。

(総合計画策定の方針)

第3条 市は、広く市民の意見を聴いて総合計画を策定するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第7条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、東温市附属機関設置条例(平成24年東温市条例第2号)第2条に規定する東温市総合計画審議会に諮問するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東温市総合計画審議会規則

(平成24年3月23日規則第3号)

改正：平成30年3月31日規則第6号 令和2年4月15日規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、東温市附属機関設置条例(平成24年東温市条例第2号)第3条の規定に基づき、東温市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政委員会の委員
- (3) 公共的団体等の役員及び職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に招集される審議会は、市長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第7条 会長が必要があると認めるときは、審議会に委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会長が審議会に諮って指名する。

3 委員会に委員長を置き、委員会に属する委員の互選によって定める。

4 委員長は、委員会の会務を掌理し、経過及び結果を審議会に報告する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月15日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

【参考】用語集

※各用語が最初に出てくるページを記載しています。

アルファベット・数字

AI【P11】

Artificial Intelligence の略で人工知能。人工知能学会では「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されている。

ALT（外国語指導助手）【P108】

Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人。

BCP【P95】

Business Continuity Plan の略で、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

BOD（生物化学的酸素要求量）【P79】

Biochemical Oxygen Demand の略で、河川の水質汚濁を測る代表的な指標。水中の有機物が微生物の働きによって分解される酸素の量のこと。

GIS【P62】

Geographic Information System の略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

ICT【P33】

Information and Communication Technology の略。情報処理および情報通信、つまり、コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

IoT【P11】

Internet of Things の略。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。これにより、これまでに無いより高い価値やサービスを生み出すことが可能になる。

KDB システム【P33】

国保データベースシステム。国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。保健師等が手作業で行ってきた健康づくりに関するデータ作成が効率化され、地域の現状把握や健康課題を明確にすることが容易となる。

RPA【P11】

Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

SNS【P94】

Social Networking Service の略。人と人の社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。

Society5.0【P11】

Society とは社会のことで、サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上 5 番目の社会。

4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）【P73】

「Refuse（リフューズ）ごみになるものは断る」、「Reduce（リデュース）ごみを減らす」、「Reuse（リユース）繰り返し使う」、「Recycle（リサイクル）資源物として再利用する」の頭文字の 4 つの R からとったごみ減量のキーワード。その行動によりごみ問題への対応・資源循環型社会の形成を図るもの。

あ行

アセットマネジメント【P78】

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動のこと。

インバウンド【P11】

外国人が日本に訪問する旅行のこと。

エンパワーメント【P24】

Empowerment であり、「権限付与」「自信を与えること」「能力開花」などの意味。特に、福祉分野では、社会的弱者が自分の置かれている立場や問題の要因に気づき、状況改善に必要な方法や自信、決断力などを強化するための援助や理念を指す場合がある。

家族経営協定締結【P130】

家族経営中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営に携わる各世帯員が、経営方針、家族の役割分担、就業条件・就業環境などについて、家族みんなで話しあいながら取り決めるもの。

合併処理浄化槽【P76】

トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のこと。

ガバナンス【P24】

組織などをまとめあげるために方針やルールなどを決めて、それらを組織内にあまねく行き渡らせて実行させること。統治・支配・管理。

関係人口【P28】

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。地方圏は人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

グリーンツーリズム【P90】

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

グループウェア【P110】

グループによる共同作業や情報共有を支援するためのソフトウェア。

ゲートキーパー【P35】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を怠ることができる人のこと。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要であり、多くの人がゲートキーパーとしての意識を持つことが自殺対策につながると言われている。

コンポスト【P70】

生ごみや落ち葉、雑草などを処理して堆肥として使うこと。

ジェネリック医薬品【P58】

「新薬（先発医薬品）」の特許の満了期間（独占販売期間）が終了した後に販売される、新薬と同じ有効成分・品質・効き目・安全性が同等であると国から認められた薬。

ジェンダー【P24】

歴史的・文化的・社会的に形成される性差のこと。

スクールソーシャルワーカー【P114】

児童生徒、保護者、教員等に対して、暴力行為、児童虐待などによる問題行動等に対応するため、市相談機関や児童福祉機関などの関係機関との連携により、問題解決につなげる支援活動業務を行う人。

自主防災組織【P80】

地域の方々による自発的な防災活動に取り組む組織。

シティプロモーション【P28】

地域再生、観光振興、住民協働など様々な概念が含まれており、そこに住む地域住民の愛着度の形成、地域の売り込み、自治体名の知名度（認知度）の向上など、捉え方は多義にわたる。

食育【P32】

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スマートインターチェンジ【P27】

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定している。

ゼロ・エネルギー・ハウス【P28】

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

ソーシャルキャピタル【P33】

社会関係資本のこと。人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。

成年後見制度【P48】

認知症、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組み。

た行

ターゲティング広告【P86】

対象を指定して表示する広告のこと。

第4次産業革命【P11】

18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、IoT及びビッグデータ、AIのようなコアとなる技術革新を指す。

タウンミーティング【P30】

市民と行政当局や市長等が、地域課題や市政などについて、直接意見交換をする対話集会。

多文化共生【P11】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

男女共同参画【P5】

男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かちあい、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できること。

地域おこし協力隊【P135】

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

地域コミュニティ【P5】

地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まり。

テレワーク【P107】

インターネットなどの ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

都市計画マスタープラン【P30】

都市づくりの将来の望ましい姿（将来像）を示し、その将来像を実現するための基本的な方針を定めるもの。

な行

ナッジ理論【P33】

行動経済学で「人々に選択する余地を残しながらも、よりよい方向に行動を誘導しようとする手法」を指す。国は健康づくり施策にナッジ理論を活用し、人々が健康に留意した行動をとるよう、行動変容につなげる取組を推進している。

認知症ケアパス【P45】

認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。

認定こども園【P54】

就学前の児童に教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。

農業振興地域整備計画【P30】

おおむね10年先を見据えて、市町村が定める公的な計画であり、この計画の中では、都道府県知事が定めた農業の振興を図るべき地域を、今後農業用に活用する区域と非農業用の区域に区分し指定する。農用区域では農業生産基盤の整備など、農村集落などの非農業用の区域では生活環境の整備などの農業の振興に関する各種施策の実施を定める。

ノーマライゼーション【P11】

障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

は行

ハートなんでも相談員【P114】

児童生徒、保護者、教員等に対して、いじめ、不登校等の未然防止、早期発見、解決することを目的とした相談活動を行う人。

バイオマス【P90】

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源 (石油や石炭などの化石資源は除く。) のこと。具体的には、農林水産物、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指す。

パブリックコメント【P139】

市の重要な施策、たとえば計画などを策定していく中で、その計画などの素案等を公表し、広く市民に意見や情報を求め、提出された意見などを考慮して決定していく制度。パブリックとは、「広く公に」という意味。

バリアフリー【P47】

「バリア (障壁)」を「フリー (のぞく)」、つまり障壁となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方。物理的な障壁以外に、社会的、制度的、心理的なバリアの除去という意味で用いられている。

パリ協定【P10】

2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21 (国連気候変動枠組条約第21回締約国会議) で、世界約200か国が合意して成立した、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2°Cより充分低く抑え、1.5°Cに抑える努力を追求することを目的としている。

ビッグデータ【P11】

インターネットの普及やコンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される大容量のデジタルデータ。

人・農地プラン【P27】

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。

病診連携【P34】

複数の診療科の専門医を擁する総合病院などの病院とかかりつけ医などの診療所・クリニックが、それぞれの役割・機能を分担し、お互いに連携しながら、より効率的・効果的な医療を提供すること。

ファミリー・サポート・センター【P54】

育児の援助を受けたい依頼会員と、育児の援助を行う提供会員という会員同士で育児の援助を行う地域の子育て支援のシステムを推進するセンター。

フレイル【P32】

健康から要介護へ移行する中間段階。加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。英語では「frail」と表記し「弱い」という意味。

放課後児童クラブ【P54】

保護者の就労等による放課後の留守家庭児童を対象に、各小学校区の児童館等の専用教室において、保護者の代わりに遊びや指導を行うもの。

ま行

マイクロツーリズム【P98】

自宅から1時間から2時間圏内の地元または近隣への宿泊観光や日帰り観光のこと。

マイナンバーカード【P30】

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき発行される身分証明書の一つ。国民一人ひとりに12桁の番号が振られ、税や年金、雇用保険などの行政手続きに必要となるもの。

まち・ひと・しごと創生法【P26】

人口減少社会に歯止めをかけるため、国は平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行した。また、同年12月に日本の人口の将来を示す「長期ビジョン」とこれを踏まえた5カ年の政策目標や施策をまとめた「総合戦略」を策定している。

ら行

ライフサイクルコスト【P64】

製品や構造物の調達・製造から、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。

レセプト【P58】

診療報酬明細書のことで、患者が受けた診療行為の費用を保険者（健康保険組合）に請求するために作成される明細書。

ローカル指標【P24】

国連による指標は、グローバルな視点から提示されているため、自治体レベルの指標を、「地方創生SDGs ローカル指標」と呼び、「ローカル指標」と略記。

わ行

ワーク・ライフ・バランス【P11】

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といったライフ・ステージ（人生の各段階）に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指す概念や取組。

